

いじめ防止基本方針

「いじめを許さない学校づくりを」



津幡町立津幡小学校

# 1 いじめの問題への基本姿勢

○いじめの定義（文部科学省）

「いじめ」とは、「当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。起こった場所は、学校の内外を問わない。

## いじめを許さない学校づくりのために

- ① いじめは、「どの学校でも、どの児童にも起こり得る」ものであることを、全教職員が十分認識する。
  - ・ 日頃から、児童が発するサインを見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。
- ② 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
  - ・ いじめられている児童については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示していく。
  - ・ いじめる児童に対しては、状況に応じて、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導が必要である。
- ③ 児童一人一人を大切にする意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識する。
  - ・ 教職員の言動が、児童に大きな影響力を持つことを十分認識する。いやしくも、教職員自身が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように十分に留意する。
- ④ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識する。
  - ・ 一場面での指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折りに触れて必要な指導を行っていく。
- ⑤ 定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する。
  - ・ 児童が発するサインを見逃さないよう、児童の実態に併せて調査を実施し、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応していく。

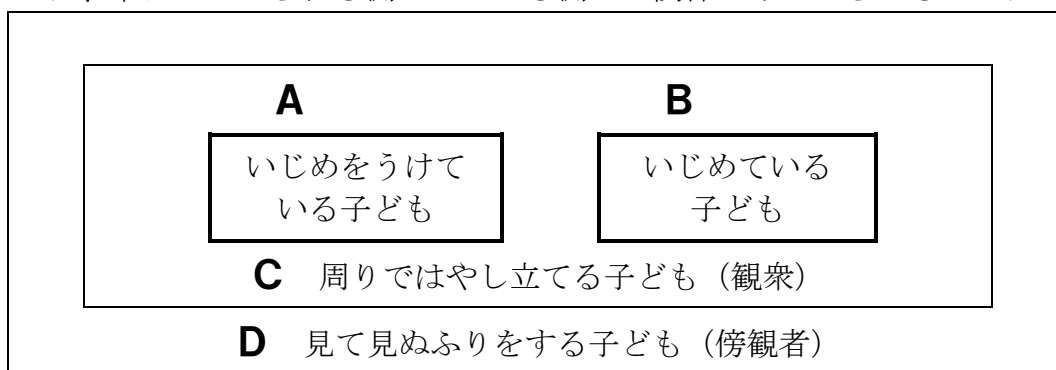
## 2 いじめの理解のために

### いじめの態様例

- ・ 言葉でのおどしや冷やかし、からかいを受ける
- ・ 集団から無視される
- ・ 仲間はずれにされたり、不自然に机や椅子が離されたりしている
- ・ 暴力行為を受ける
- ・ 持ち物を隠されたり、掲示物の作品や机に落書きされたりする
- ・ お節介、親切の押し付けを受ける
- ・ インターネットや携帯電話のメール等への悪口の書き込みをされる
- ・ 自分の持ち物でないものが、机やロッカー等に入れられている
- ・ 持ち物を傷つけられる
- ・ 虚偽のうわさを流される 等々

### いじめの構造

いじめは、単にいじめられる側といじめる側との関係だけでとらえることはできない。



※ AとBの関係は、立場が逆転する場合があることも認識する必要がある。

※ 観衆や傍観者の立場にいるCやDの児童も、いじめを助長していることを認識する必要がある。

## 3 指導体制のあり方

### ① 共通理解事項

- ・ いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・ いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制を確立していく。
- ・ お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にしている指導等の充実に努めていく。特に「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導に当たっていく。
- ・ 児童生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応していく。
- ・ いじめが起きた場合、学校として家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たる。いじめの問題について学校のみで解決することに固執しないよう注意する。

### ② 組織的に取り組む

- ・ 校長のリーダーシップの下に、全教職員が組織をあげて取り組む指導体制を確立する（組織図参照）。

# 校長

## 教頭

- 校内のいじめの実態とその指導状況の把握に努め、適切な対応について、教職員の理解を図る。
- 実践的な職員研修の場を設定し、全教職員が生徒指導の専門的技術を身に付ける体制をつくる。
- いじめに関することについて校長に報告し、その指導の下に全校体制での取組を推進する。
- P T A や関係機関・団体との協力体制を確立し、開かれた学校づくりに努める。

## 生徒指導主事

- 各学年の子どもの状況を把握し、いじめが発見された場合は担任のサポートに努める。
- 学年会、職員会議などの場で、解決策についてリーダーシップを発揮する。
- 校長・教頭にいじめについての幅広い情報を提供し、率先して問題解決に当たる。
- 相談箱を設置するなど、積極的にいじめの発見に努める。
- 学校、家庭、地域が一体となった指導を進めるため、関係機関・団体との連携を積極的に進める。
- 保護者等外部情報の受け入れ体制づくりを整える（電話、面談、アンケート等）。

## 学年

- 学級担任との連携を図り、学年内のいじめの把握に努める。
- 担任と問題解決に当たるとともにいじめの情報を積極的に学年会で共有する。
- 学年内のいじめについて生徒指導主事や校長・教頭に報告し、担任も含めて対応策を検討する。また、必要に応じて他学年との連携を図る。
- 学年の指導方針について保護者の理解を深めるため、積極的に情報の収集や提供に努める。
- 学校での言語環境を整える。
- 生活目標として、集会や行事等で具体的に取り組み、望ましい環境づくりに努める。

## 学級担任・級外

- 自分の学級にもいじめはあり得るとの認識をもち、子どもたちの日々の生活や言動をきめ細かく観察する。
- 授業中に言葉をかけたり、休み時間に一緒に遊んだりするなど、子どもたちと積極的にふれあうようにする。
- いじめが発生したり、いじめのサインをとらえたりした場合は、一人で抱え込まず、学年主任や他の教員との連携を図る。
- 子どもや保護者からの相談や訴えについては、どんな些細なことでも誠意を持って対応する。

## 教育相談・養護教諭

- 学級担任が気付きにくい子どもの様々な問題の把握に努め、「心の居場所」づくりに努める。
- 訴えてきた子どもの心情を十分に受け止め、信頼され安心できる保健室や相談室の雰囲気づくりに努める。
- 把握したいじめの情報を担任や生徒指導主事、教頭、校長に伝え、解決に向けて有効な対策を講じる。
- 担任と十分な連絡を取り、家庭との連携を密にして問題の解決に努める。

## 4 いじめ問題への対応

いじめを発見した場合は、全体に対する指導だけで終わるのではなく、いじめた児童、いじめられた児童への個別の指導を徹底するとともに、いじている児童、いじめられている児童双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力も求めていく。

### (1) いじめられている児童への対応

- ① いじめられている児童を必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、教師、養護教諭等の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- ② 決して一人で悩まず、必ず友人や親、教師等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ③ いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと児童の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ④ いじめた児童を謝らせたり、双方に仲直りの握手をさせたりしただけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ⑤ 児童の長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。
- ⑥ いじめられている児童を守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

### (2) いじている児童への対応

- ① まず、いじめられた児童の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを分からせる。
- ② 当事者だけでなく、いじめを見ていた児童からも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ③ 集団によるいじめの場合、いじていた中心者が、表面に出ていないことがある。いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ④ いじめた児童が、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、いじめは犯罪であるという認識を理解させる。
- ⑤ いじめた児童の不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ⑥ いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、そのときの指導によって、解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ⑦ 十分な指導にもかかわらず、なおいじめが一定の限度を超える場合は、いじめられている児童を守るために、いじめる児童の保護者に対する出席停止措置や警察等の協力を得た厳しい対策をとる。また、出席停止になった児童には、立ち直りのため、個に応じた指導を工夫する。

### (3) いじめられている児童の保護者への対応

- ① いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ② 家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめられている児童を守り通すことを十分伝える。
- ③ いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ④ 学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ⑤ 必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ⑥ 家庭においても児童の様子に十分注意してもらい、児童のどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

### (4) いじめている児童の保護者への対応

- ① いじめの事実を正確に伝え、いじめられている児童や保護者の、つらく悲しい気持ちを理解してもらうよう留意する。
- ② 教師が仲介役になり、いじめられた児童の保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ③ いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ④ 児童の変容を図るために、児童との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

#### <対応時の留意点>

- ① 担任のみで解決しようと考えず、学年、低中高ブロック、管理職、全職員等組織的な相談と対応に心がける。
- ② 対応策については、該当の児童だけでなく、保護者との理解と協力を得るように努める。
- ③ 経過や結果、課題については記録し、職員間で共有するとともに今後の参考とする。
- ④ 必要に応じて下表の相談機関と連携協力する。

津幡町教育センター	288-6700	石川こころの相談健康センター	238-5761
いじめ相談テレフォン	298-1699	いじめ110番	0120-617-867
石川県中央児童相談所	223-9553	石川県家庭教育相談	263-1188
チャイルドラインいしかわ	0120-873-506	こどもダイヤル相談	264-4152
子どもの人権110番	0570-070-110		

## 5 具体的取り組みについて

いじめの未然防止、早期発見・早期対応にあたっては、学級担任の自覚と責任を持った指導が大切である。しかし、いじめは、外から見えにくいなどの特質があり、日頃から学校全体で児童の生活実態のきめ細かな把握に努め、教職員相互間における緊密な情報交換による連携協力が不可欠となる。

また、教師一人一人がカウンセリングに関する知識・技能等、児童の心の問題に適切に対応できる能力を身に付けるとともに、学校への意見や要望などに対しても、誠実な対応に心がけ、安心して相談できる信頼関係を築きあげていくことが重要である。

以上のことから、以下の具体的取り組みを講じていく。

### ○「児童理解の会」の充実と対策チームの設置

全職員で全校児童を温かく見守るために、月1回定期的に児童理解の会を実施する。月ごとに職員全体で実施する場と学年及びブロックによる話し合いをする場を交互に設け、気になる児童や学級の様子について情報交換し、対応の仕方や声かけについて共通理解を図り、よりよい対応策を見出す。また、必要に応じて、校長、教頭、教務主任、生徒指導、該当学年、養護教諭、特別支援教育コーディネーターで対策チーム（チーム大西山）をつくり、さらには必要に応じて、いじめ対応アドバイザーも交えて、対応策を検討する。

### ○いじめアンケートの定期実施

いじめを受けている児童の早期発見、早期対応の一助とするために、毎月、いじめに関するアンケートを実施する。そして、学期に1回、担任と児童との個人面談も実施する。また、アンケートをとることで、学校がいじめを決して許さないというメッセージも発していく。

### ○個人カードの活用

児童一人一人のよさやがんばりを見つけ、個人カードに記録していくことで、その児童を多面的に捉え、理解を深めていく。併せて、職員相互の共通理解を図る。

### ○朝のあいさつ

生徒指導主事を中心に、朝の登校時に児童玄関等に立ち、あいさつをしながら児童の様子を、年間を通して継続して観察していく。気になる様子については、職員全体で共通理解し、指導に活かしていく。

### ○実践的な校内研修の実施

教師一人一人の指導技術を高めるために、次のような実践的な研修を適宜実施する。

- ① 外部から講師を招いて、カウンセリング講習会等を実施する。
- ② 事例研究を通じた具体的な対応の方法についての研修会を実施する。

### ○「なんでも相談箱」と相談室の活用

直接思いを話せない児童もいるので、相談箱を設置し、悩みに対応できる体制をとる。また、児童の求めに応じて、個別に児童と話し合いをして理解を深める際に利用する部屋を常時設置し、安心して自分の思いを話すことができる環境を保障する。

## 【参考】いじめの問題への取組チェックポイント

### 指導体制

1. いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たっているか。
2. いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
3. いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。

### 教育指導

4. お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にす指導等の充実に努めているか。特に、「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導に当たっているか。
5. 学校全体として、校長をはじめ各教師がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。
6. 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導が行われているか。
7. 学級活動や児童会活動などにおいて、いじめの問題とのかかわりで適切な指導助言が行われているか。
8. 児童に幅広い生活体験を積ませたり、社会性のかん養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図っているか。
9. 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っているか。
10. いじめを行う児童に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行うこととしているか。
11. いじめられる児童に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。
12. いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な指導を行っているか。

### 早期発見・早期対応

13. 教師は、日常の教育活動を通じ、教師と児童、児童間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。
14. 児童の生活実態について、たとえば聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細かく把握に努めているか。
15. いじめの把握に当たっては、スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努めているか。
16. 児童が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。
17. いじめについて訴えがあったときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。
18. いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行っているか。
19. 校内に児童の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制が整備されているか。また、それは、適切に機能しているか。
20. 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。
21. 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて教育センターなどの専門機関との連携が図られているか。教育センター、人権相談所、児童相談所等学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。
22. 児童等の個人情報の取扱いについて、ガイドライン等に基づき適切に取り扱われているか。

### 家庭・地域社会との連携

23. 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得よう努めているか。
24. 家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。
25. いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっているか。いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。
26. P T A や地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。